

第76回和光市都市計画審議会

平成27年2月17日（火曜日）

午後2時から

602会議室

和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について

和光都市計画特別緑地保全地区の変更（和光市決定）

都市計画特別緑地保全地区全地区中 牛房八雲台特別緑地保全地区を次のように追加する。

名称	面積	備考
牛房八雲台特別緑地保全地区	約0.11ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市における自然環境の保全及び都市環境の形成を図り、地域住民の健全な生活環境を確保するために本案のとおり特別緑地保全地区を追加するものです。

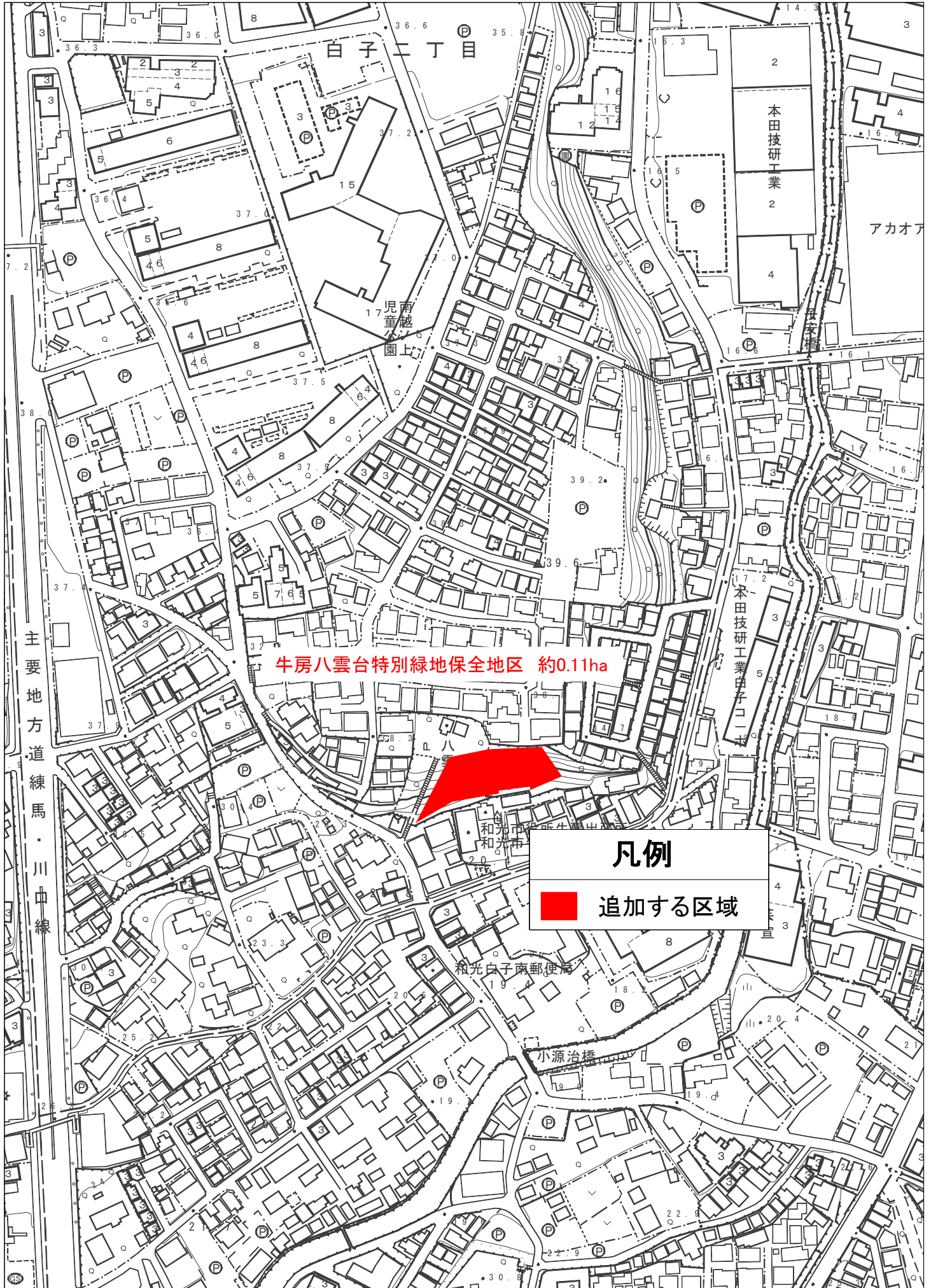
新 旧 対 照 表

上段：変更前

下段：変更後

名称	位置	面積	備考
午王山特別緑地保全地区	和光市新倉3丁目地内	約0.23ha	区域の追加
午王山特別緑地保全地区	和光市新倉3丁目地内	約0.23ha	
牛房八雲台特別緑地保全地区	和光市白子2丁目地内	約0.11ha	

変更概要図



理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画特別緑地保全地区の変更についての理由を示したものです。

【和光都市計画における位置等】

本市の「和光市都市計画マスタープラン」の中で都市環境形成方針、樹林地・湧水地の保全において、丘陵部に残る斜面林、武蔵野の面影を留める原風景の緑地として特別緑地保全地区制度により保全・育成を図るとしている。

【変更の必要性】

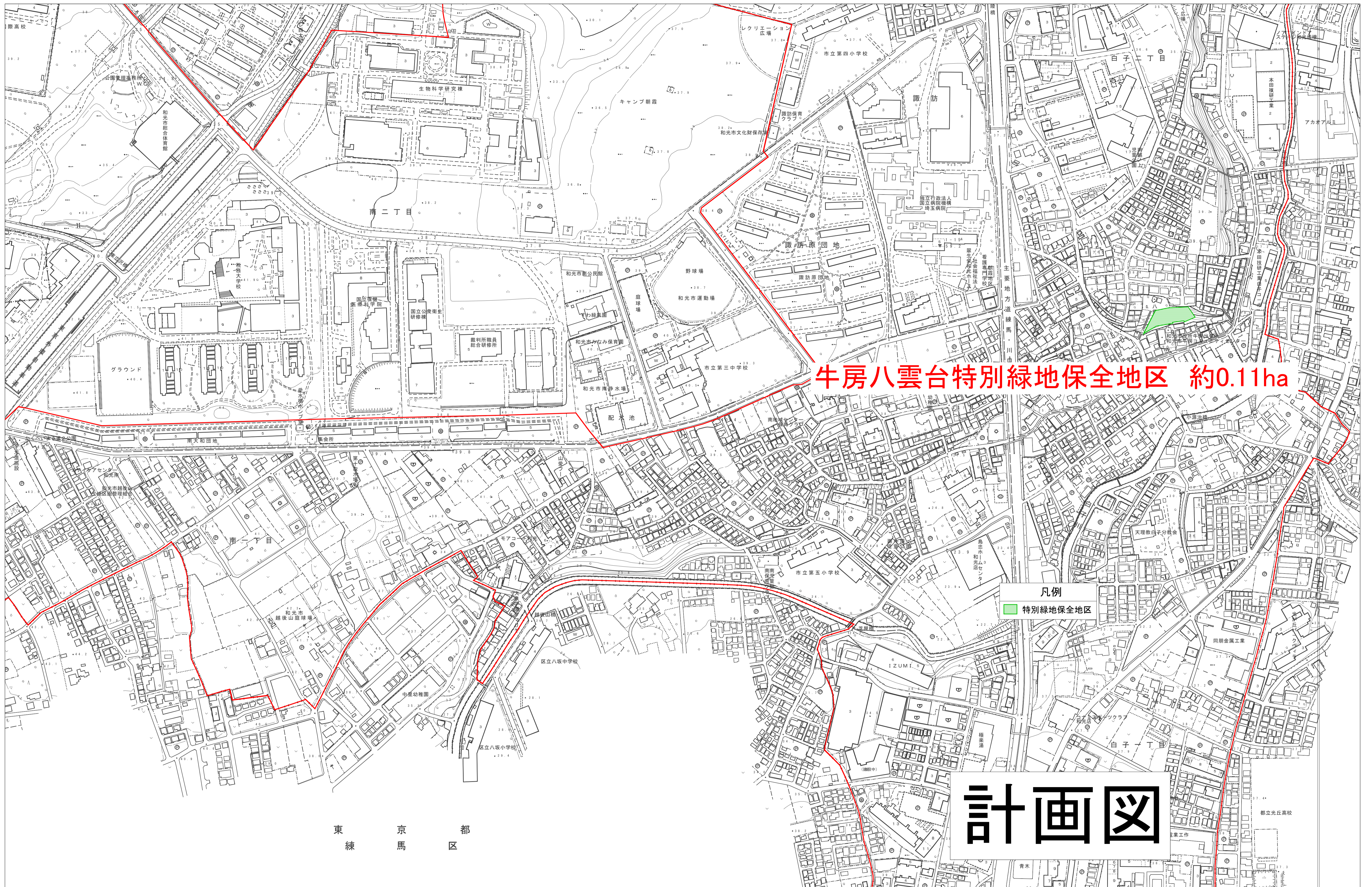
住宅開発により減少傾向にある斜面地に残る緑地は、市域に残された貴重な地域環境であり、風致景観に優れていることから緑地や動植物の生息地としての保全を図るため「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区制度を活用し緑地保全を図る。

【変更の内容】

本案の「牛房八雲台特別緑地保全地区」は、和光市白子2丁目地内の主要地方道練馬川口線の東側に位置し、住宅地と斜面地部分の緑地帯が一体となった地域環境が形成されていることから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ住民の生活環境を確保するために必要なものとして都市計画の決定を行う。

【上位計画での位置付け】

第四次和光市総合振興計画基本構想の中で、「湧水・緑地の保全と再生」として、公有地（緑地）の整備の取組について記述がある。



牛房八雲台特別緑地保全地区 約0.11ha

凡例
 特別緑地保全地区

計画図

東 京 都
 練 馬 区